

取 扱 基 準

名 称	養育費履行確保事業
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	養育費に係る公正証書の作成等の費用や養育費保証契約を締結した際の本人費用の補助を行い、ひとり親家庭を経済的に支援する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	申請件数 年 20 件 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	1. 公正証書等作成費用の補助 養育費の支払いについて、公正証書や家庭裁判所の調停で取り決めを行う場合の費用 2. 養育費保証契約費用の補助 養育費の受取権利者が保証会社と「養育費立替保証契約」を締結する際に必要な費用の補助 3. 強制執行申立て費用補助 未払い養育費の回収のため、裁判所に強制執行申立て等（強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含む）を行う場合の費用を補助
補助額及びその算定方法又は補助率	・「公正証書等作成費用の補助」及び「養育費保証契約費用の補助」に係る対象経費の全額、上限 10 万円を補助。 ・「強制執行申立て費用補助」に係る対象経費の全額、上限 5 万円を補助。
	<補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由> 養育費の取り決めを促進することや、経済的に厳しいひとり家庭を支援する必要から 100%補助とする。また、他政令市の同様の補助についても 100%補助となっている。
開始時期	令和 7 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 9 年 9 月 30 日
終 期	令和 10 年 3 月 31 日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕母子家庭の母等に対する給付という性質上、補助事業者自身による情報の公表は、プライバシー保護のため差し控えるものとする。
	〔媒体〕
担当部署	こども未来部 こども政策課 助成給付グループ 電 話 025 - 226 - 1202 (直通) 31202 (内線) e-mail mirai@city.niigata.lg.jp